

## 税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国税審議会は、税理士となる資格を有する公認会計士が修了することを要する税法に関する研修を指定したとき、税理士試験の試験科目の一部の免除の認定基準を定めたとき、又は税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目の免除に係る研修を指定したときは、その旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならないこととする。(第1条の3、第2条の6、第2条の9関係)
- 2 国税審議会会長は、税理士試験実施の日時等を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならないこととする。(第6条関係)
- 3 税理士試験に合格した者等の公告について、次の見直しを行うこととする。(第7条関係)
  - (1) 国税審議会会長は、税理士試験に合格した者の受験番号(改正前:氏名)を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならないこととする。
  - (2) 税理士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ者の公告を廃止する。
- 4 懲戒処分等をした場合における不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めることとする。(第20条の2、第20条の3、第22条の2、第26条の2関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)